

刊行の辞

日本国際経済法学会は、1991年に結成されて2011年で創立20周年を迎えた。国際経済法はこの間にわが国でも十分に市民権を得たと言える。国際経済法は、徐々に法学部の授業科目に組み込まれ、さらに2004年から始まった法科大学院では、国際経済法が正式の授業科目として広く採用されるに至った。日本国際経済法学会の活動が寄与したことは言うまでもなからう。

しかし、国際経済法が何を意味するかについては、現在に至っても広く一致があるとは言えない。学会が設立された1990年代は、WTO/GATT が国際経済法の代名詞であり、WTO/GATT 研究が国際経済法の中心分野だという認識が広く存在した。もちろん設立時から、日本国際経済法学会には国際法や経済法を専攻する研究者だけではなく、広く国際私法や国際取引法、さらには国際租税法、知的財産権法を専門にする研究者も結集していた。研究大会ではかならず、公法系の分科会とともに私法系の分科会がもたれ、全体会でも公法系と私法系の報告が行われた。21世紀に入ると、WTOドーハ開発アジェンダ交渉の停滞によって、国際通商分野におけるWTOへの関心は弱まり、それに比例して経済連携協定(EPA)／自由貿易協定(FTA)や投資協定についての関心が高まった。当然この状況を反映して、研究大会ではそれらについての研究報告が増えた。

学会に結集する研究者の専門分野の多様性と学会における研究関心の変遷のために、国際経済法とは「国際経済に関する法学」というような漠然としたイメージが一部に生まれたことは否めない。当然、国際経済法が市民権を得た以上、こうした状況は放置できないという認識が学会員に広く共有されるようになった。

日本国際経済法学会は、このような状況を踏まえ創立20周年を機に、国際経済法が何を観念するかを明らかにするために『国際経済法講座』全2巻を編集し、国際経済法の内実を世間に示すことを決め、学会の総力を挙げて編集作業を進め本日ここに刊行にこぎつけた。

『国際経済法講座』は、学会の関心を反映して、第1巻を公法系、第2巻を私法系とし、第1巻については、先々代の学会理事長である村瀬信也教授に、また第2巻については、前理事長の柏木昇教授に編集代表をお願いした。第1巻の副題が、「通商・投資・競争」とあるように、公法系の研究分野の中心は、国際通商法、国際投資法、国際競争法であり、また同様に、第2巻の副題が、「取引・財産・手続」とあるように、私法系の研究分野の中心は、国際取引法、国際私法、国際民事手続法であることが分かる。具体的な編集方針の策定や編集作業は、両代表のもとに、それぞれ学会の現在および将来を担う中堅、若手の会員によって構成される編集委員会が当たった。

本講座では、各項目について概説の執筆をお願いするのではなく、現代的課題を正面に据えて一個の論文としても十分に評価できるものの寄稿が求められた。これは国際経済法学会設立以降の20年間について、各分野の状況を総括し、そのうえで将来に向かって国際経済法の課題を示すことを期待するものである。読者諸氏におかれては、このような編集意図を理解され、本講座によって国際経済法の現状と課題を読み解いて頂きたい。

執筆者は原則として学会員をお願いすることとし、具体的な人選は編集委員会が行った。学会が編集する講座の場合には、刊行計画が大幅に遅れることが多いが、本講座については、編集委員に大変なご努力を頂き、当初策定された刊行計画通りに編集が進んだ。理事長として、村瀬信也、柏木昇両編集代表をはじめ編集委員各位に心より御礼を申し上げたい。

本講座の出版は、長年にわたって日本国際経済法学会年報の出版を引き受けていただいている法律文化社にお世話になった。とくに同社で本講座の出版事務を担当下さった舟木和久氏には、本講座の企画段階からひとかたならぬお世話になった。学会を代表して感謝の意を表したい。

2012年11月

日本国際経済法学会理事長
小寺 彰